

## 議事要旨(2) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）（案）」に関して、これまでの検討の経緯、及び次回公表の議決を予定している旨の説明がなされた。引き続き中根研究員より、寄せられたコメントを踏まえた事務局の対応案及び専門委員会における文案の検討状況についての説明がなされた。

また、IASB ディスカッション・ペーパー「IAS 第 19 号（従業員給付）の改訂に係る予備的見解」の概要について説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### （退職給付債務の計算における合理的な補正方法の利用について）

合理的な補正としてどこまで認められるのかについて具体的な方法が記載されていないと、解釈に幅が出て問題となる可能性があるとの意見があった。事務局からは、企業の実態に応じて様々な補正方法が考えられるが、それらを会計基準で具体的に示すのは難しいとの回答がなされた。

また、改正後は実務において、補正計算を行うのが一般的になり得ることを踏まえると、合理的な補正方法を利用できることをより明確な表現で示すべきとの意見があった。これに対し、事務局からは、現在の文案は従来から合理的な補正計算が認められていることを留意的に書いたものであるが、表現については検討する旨の回答がなされた。

### （割引率の基準日は期末であることを 注解 6 に追加記載することについて）

注解 6 は安全性の高い長期の債券の内容を具体的に示すものであること、結論の背景により割引率の基準日は期末であることは明らかであることから、注解 6 に記載する必要はないという意見があった。これに対し、別の委員からは、期末などの時点を明らかにすることは他の会計基準においても行われているものであり、退職給付会計基準においてもこれと同様に記載すべきとの意見があった。事務局からは、基準日は期末であることを明確化すべきという公開草案に寄せられたコメント及び専門委員会での意見を踏まえた修正であり、特段の問題がなければ記載したいとの説明がなされた。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

( IASB ディスカッション・ペーパーについて )

退職給付会計の今後のあり方について我が国としてのスタンスを早目に整理し、IASB と議論していく必要があるとの意見があった。また、拠出ベース約定の取扱いについては欧米の制度における問題点への対応として検討されているため、日本の制度の実情にそぐわない面があるため、本ペーパーの提案の問題点を IASB に対して指摘していくべきとの意見があった。

事務局からは、9 月下旬までに IASB に対してコメントを提出する予定であり、専門委員会において検討中である旨が説明された。

以 上